

詐害判決であることを再審事由とする 第三者再審の可否

—最決平成25年11月21日金判1431号16頁—

報告者：畑 宏 樹

【事実の概要】

株式会社Y2は、Xが保有していた新株予約権に基づき、平成23年2月7日に新株を発行した。この新株発行当時、Xは、Y2の代表取締役であったが、平成23年3月15日に代表取締役を解任された。

Y2の株主であるY1は、Y2のした新株の発行は、新株予約権の行使に際してなされるべき払込みが、払込みとしての効力を有しない仮装されたものであったとして、平成23年7月13日、Y2を被告として新株発行無効確認の訴えを東京地方裁判所に提起した。この訴訟において、Y2は、第1回口頭弁論期日において請求原因事実を認める旨の答弁をしたが、裁判所は、この訴訟における判決が対世効を有するもの（会社838条参照）であることを考慮して自白の成立を認めず、当事者双方からそれぞれ申出のあった書証を採用して取り調べ、さらに追加申出のあった書証も取り調べたうえで、Y1の主張する事実を認め、Y2の行った新株の発行は無効である旨の判決（本件判決）を言い渡した。本件判決については、控訴がなされなかったので確定した。

本件判決に対して、Xは、①Y2はXの新株取得によるY2への支配力増大の回避を狙っており、その思惑はY1も同様であるところ、利害が共通する両者による訴訟が本件訴訟であるので、両者が争うはずはなく、現に本件訴訟においてY2はY1の主張を争っていない、②にもかかわらず、最大の利害関係人であるXに訴訟告知をすることもなく成立した本件判決は、Xにとっての詐害判決である、③Y2は、Xに対し、本件新株発行における払込が仮装である旨を理由とする別件の損害賠償請求訴訟を提起しており、本件訴訟の裁判官はその別件訴訟でXがこれを争っていることを知りながら、本件訴訟の提起をXに知らせることをせず、Y2らによる本件判決を獲得する行為を放置していた、との主張のもとに、独立当事者参加の申出をしたうえで、Y1・Y2を被告として、本件判決に対して再審の訴えを東京地方裁判所に提起した。その際、Xは、対世効により自己の権利制限の生じる訴訟に関与して訴訟行為を行う機会を奪われたものであり、かかる事態は、訴訟当事者が代理人によって適法に代理されなかった場合と同視できるとして、本件判決には民訴法338条1項3号に準ずる再審事由があるとの主張をした。

〔原々決定〕東京地決平成24年3月30日金判1431号27頁
再審請求棄却。

「会社の組織に関する訴えに係る請求認容判決の対世効によって権利を侵害されたと主張する第三者が、民訴法338条1項3号所定の事由に準ずる再審事由があると主張してする再審の申立

共同研究：債権法改正を考える

ては、当該第三者の権利保護の要請と、確定判決の対世効を定めて法律関係の画一的処理を図った法の趣旨との調和的な解決の見地に照らし、当該申立てに係る事案について、裁判上の自白の成立が認められてそれが判決の基礎とされたなど、確定判決の対世効による画一的処理が図られないこととなってもやむを得ない特段の事情が認められる場合に限り、これを認め得るものと解するのが相当である」

X抗告。

〔原決定〕東京高決平成24年8月23日判時2158号43頁、金判1431号24頁
抗告棄却。

「本件訴訟は、会社の組織に関する訴えであり、本件判決はこれを認容する確定判決であるから、会社法838条により、第三者である抗告人〔X〕に対しても効力を有し、抗告人は、これによって自己の権利を害されるものであるから、共同訴訟的補助参加をすることができるものであり、本件判決に対して再審の訴えを提起する原告適格を有する。」

「現行の法体系においては、判決の効力を第三者に対しても及ぼす場合には、当該訴訟の内容を考慮して、詐害判決がされたことを再審事由として認めるかどうかについても当該法律において規定しているのであり、その反面、そのような法律の定めがない場合には、詐害判決であることを独立した再審事由として認めることはできず、したがって、これを民事訴訟法338条1項3号の代理権欠缺に準じた再審事由であると認めることはできないものというべきである。

会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決が詐害判決であると認められる場合に、民事訴訟法338条1項5号又は7号の再審事由となる場合がある……が、詐害判決であることを独立の再審事由として認める明文の規定がない以上、民事訴訟法338条1項各号の規定の限度を超えて、詐害判決であることを同項3号の代理権欠缺に準じた再審事由であると認めることはできない。……会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決について、出訴期間等の制限のない再審を認めることとすれば、会社の組織の状況によっては、利害関係を有する者が極めて多数に上り、また、その間の会社の経済活動の範囲が多岐である可能性があることから、当該組織に基づく会社の経済活動の信頼性を損なうおそれが生じる。会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決について、詐害判決であることを再審事由として認めるかどうかは、会社法上の立法政策に属する問題であり、この確定判決に出訴期間等の制限のない再審の訴えの提起を認める解釈は、その旨の明文の規定を有しない会社法838条の予定しないところである。」

Xは、この原決定に対し許可抗告の申立てを行い、最高裁への抗告が許可された。

【決定要旨】 破棄差戻し。

I. 当事者適格の問題について（職権で判断）

「新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者は、再審原告として上記確定判決に対する再審の訴えを提起したとしても、上記確定判決に係る訴訟の当事者ではない以上、上記訴訟の本案についての訴訟行為をすることはできず、上記確定判決の判断を左

右できる地位にはない。』

「しかし、上記第三者が上記再審の訴えを提起するとともに独立当事者参加の申出をした場合には、上記第三者は、再審開始の決定が確定した後、当該独立当事者参加に係る訴訟行為をすることによって、合一確定の要請を介し、上記確定判決の判断を左右することができるようになる」ので、「確定判決の効力を受ける第三者は、上記確定判決に係る訴訟について独立当事者参加の申出をすることによって、上記確定判決に対する再審の訴えの原告適格を有することになるといふべきである。」

II. 再審事由について

「事実上、上記確定判決の効力を受ける第三者に代わって手続に関与するという立場にもあることから、上記株式会社〔Y2：報告者注〕には、上記第三者の利益に配慮し、より一層、信義に従った訴訟活動を行うことが求められるところである。そうすると、上記株式会社による訴訟活動がおよそいかなるものであったとしても、上記第三者が後に上記確定判決の効力を一切争うことができないと解することは、手続保障の観点から是認することはできないのであって、上記株式会社の訴訟活動が著しく信義に反しており、上記第三者に上記確定判決の効力を及ぼすことが手続保障の観点から看過することができない場合には、上記確定判決には、民訴法338条1項3号の再審事由があるといふべきである。」

【評 釈】

本件最高裁決定に賛成。

1. 本決定の意義

本件においては、判決の効力—しかも当該判決がこの者を害する態様で形成されていた場合において—が不利に及ぶ第三者が、当該判決の取消しを求めて再審の訴えを提起することができるかという点が問題となっている。この問題は、いわゆる詐害再審の可否という問題として民事訴訟法学においては古くから論じられてきたものである。

周知のとおり、詐害再審という制度は、旧々民事訴訟法（明治23年法律第29号）483条においては明文で定められていたものであるが、旧民事訴訟法（大正15年法律第61号）の制定の際に削除され、現行民事訴訟法（平成8年法律第108号）もこれを踏襲しており詐害再審を一般的に許容する旨の規定は存在しない。しかしながら、これは立法の過誤であったとの評価が今日では一般的であり、立法論としては、この制度を復活させるべきとの指摘も多くなされており²、また現行法の解釈論としてもこれを肯定する見解が多く見られる³。

本決定は、詐害再審を現行法の解釈論の枠内で認めたものであるが、本決定以前にも下級審レベルではこれを認めるものも存在していた⁴。本決定は、現行法の下において、最高裁としてはじめてこれを認めたという点において重要な意義を有する⁵。

2. 問題の所在

確定判決の既判力は、当事者に対して効力を有するのが原則であるが（民訴115条1項1号）、紛争解決の実効性や法律関係の安定性の確保等の見地から、民事訴訟法（民訴115条1項2～4号）やその他の法律（人訴24条、会社838条など）において、当事者以外の第三者にも例外的に既判力の拡張が認められる場合がある。本件で問題となる新株発行無効請求（会社828条1項2号）を認容する確定判決の効力は、第三者であるXにも拡張される。したがって、再審によってこの確定判決が取り消されない限り、当事者はもとより第三者であるXも新株発行の無効をもち争うことはできない。もとより、XがY1・Y2間での訴訟係属に気づいていれば、共同訴訟的補助参加（この場合はY2側への参加）や、Y1・Y2が共謀していたような場合には詐害防止参加（民訴47条1項前段）をすることによって、かかる詐害判決の形成を阻止すべく訴訟に関与することができるのはいうまでもない。それでは、Y1・Y2間訴訟に関与する機会のないまま既判力の拘束を受けるXとしては、再審の訴えをもって自らに不利益な判決の取消しを求めることができるであろうか。

このように、原告および被告という従前の訴訟当事者が共謀して、第三者の利益を害する内容の判決を得ようとする訴訟（馴れ合い訴訟）や、被告となる者に訴訟追行の意欲がないことを利用して、原告が単独で第三者の利益を害する判決を得ようとする訴訟など、第三者を害する内容の判決を取得する訴訟（詐害訴訟）が行われ、その結果、第三者の権利を不当に害する判決効が及ぶような結果となった場合に、これを詐害判決であるとして当該第三者を救済するために再審を認めることができるか。これがいわゆる詐害再審（第三者再審）の可否という問題である。

この問題を検討するにあたっては、まず、再審が確定判決を取り消して原訴訟手続を再開・続行する手続であることに鑑みると、原訴訟手続の当事者ではなかった第三者がそもそもその再審における当事者となることができるのか、再審手続における当事者適格という点が問題となってくる（後述3）。

ついで、再審事由は従前の訴訟当事者について生じた判決形成上の瑕疵であるところ、判決効の拡張を受ける第三者がそれを自己に対する瑕疵として援用することが可能なのか、またこれが可能であるとして、いかなる再審事由によることになるのか、という点がさらに問題となってくる（後述4）。

3. 再審における当事者適格

再審の訴えを提起できる者（原告）は、確定判決の効力が及び、かつその取消しに利益（不服の利益）を有する者とされるが、現行民事訴訟法は、補助参加人にも再審の申立てを認めている（民訴45条1項）。そこで、本件のように判決効の拡張を受けるXとしては、共同訴訟的補助参加人として再審の申立てをすることがまずは考えられる。

この考えに従ったのか、上述のように本件の原決定は、「抗告人〔X：報告者注〕は、これ〔Y1・Y2間訴訟での新株発行無効請求を認容する確定判決：報告者注〕によって自己の権利を害され

るものであるから、共同訴訟的補助参加をすることができるものであり、本件判決に対して再審の訴えを提起する原告適格を有する」と判示している。

しかしながら、補助参加人に認められるこの権能は、あくまでも被参加人のための再審申立権を認めるものであるにすぎず、補助参加人自身がその再審における再審原告（再審訴訟における当事者）となることまでも認めたものではないと解されている⁶。

この点を意識してか、本件最高裁決定は、「新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者は、再審原告として上記確定判決に対する再審の訴えを提起したとしても、上記確定判決に係る訴訟の当事者ではない以上、上記訴訟の本案についての訴訟行為をすることはできず、上記確定判決の判断を左右できる地位にはない。そのため、上記第三者は、上記確定判決に対する再審の訴えを提起してもその目的を達することができず、当然には上記再審の訴えの原告適格を有するということができない」、と判示して、共同訴訟的補助参加人であれば再審原告適格を有するとの原決定の見解を否定している。

他方、学説上では、対世効を受ける第三者が、独立当事者参加の形式で前訴当事者双方を共同被告として再審を申し立てるという場合には、再審原告としての当事者適格を認めるとする見解が存在する⁷。この見解によれば、Xに再審原告たる地位を肯定することができる。これに対し、独立当事者参加についての一般的理解を前提とするならば、前訴当事者の双方を共同被告ととらえることには問題があり、また、再審が前訴の再開・続行である以上、再審原告はあくまでも前訴当事者であると考えられる見地から、独立当事者参加の形式で前訴当事者双方を共同被告として再審を申し立てるという考え方に対して疑問を呈する見解も唱えられている⁸。また、仮に、対世効を受ける第三者が、独立当事者参加の形式で前訴当事者双方を共同被告として再審を申し立てることを認めたとしても、この者に認められているのはあくまでも再審申立権であって、再審に当事者として関与することはできたとしても、再審原告としての地位が認められるわけではないという指摘がある⁹ことにも留意しておく必要はあろう。

本件最高裁決定は、「新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者は、上記確定判決に係る訴訟について独立当事者参加の申出をすることによって、上記確定判決に対する再審の訴えの原告適格を有することになるというべきである」として、独立当事者参加を認める立場に立つがその理由付けについては判然としない。この点、本件に先立つ大阪高裁平成15年決定は、本件最高裁決定と同じく独立当事者参加の方法による再審の申立てを認めているが、そこでは、「本案訴訟が提起され、相手方会社〔本件のY2に相当：報告者注〕において本件決議が有効に成立したことを積極的に主張しない場合、抗告人〔本件のXに相当：報告者注〕は、民事訴訟法47条1項所定の『訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者』として、相手方丙野〔本件のY1に相当：報告者注〕の本案請求の棄却を求めるとともに、相手方らとの関係で本件決議が有効であることの確認を求め、本案訴訟に独立当事者参加をすることができたはずであり、本案判決が確定した後は、独立当事者参加の方式により、その再審の訴えを提起する資格を有する者と解される」と判示しており、上掲最高裁決定では判断が不十分であった詐害防止参加（47条1項前段）の要件へのあてはめを試みている点に特色がある。

詐害防止参加とは、沿革的には、既存当事者による馴れ合い訴訟を防止するための制度と説明

共同研究：債権法改正を考える

されるが、いかなる場合に「訴訟の結果によって権利が害される」ことになるかをめぐっては学説上諸説唱えられている。もっとも、本件のような場合には、通説的見解とされる許害意思説¹⁰に立とうと、有力説とされる判決効説¹¹に立とうと、いずれにせよ許害防止参加の要件は認められることにはなろう。

4. 許害判決と再審事由

再審事由とは、前訴判決の当事者にとって、判決内容を維持することが正義に反するような重大な瑕疵であるから、確定判決といえどもその既判力を排除して再審判を正当化できるというものである。そうであるならば、前訴の当事者ではないが判決の効力を受ける第三者にとっても、判決内容を維持することが正義に反するような重大な瑕疵があるのであれば、再審事由を類推適用することも許容されるといえる。もっとも、許害判決の存在それ自体が再審事由でないことはいうまでもない。そこで、許害判決に対する再審の可能性を志向する学説においては、いかなる再審事由の類推適用をすべきかについて議論がなされている。

1つの考え方としては、許害訴訟を執行妨害（刑96条の2）とみなして、その処罰に基づいて民訴338条1項5号を類推適用して、第三者が独立当事者参加とともに再審の訴えを提起するという可能性を説く見解がある¹²。この見解に対しては、そもそも許害訴訟を執行妨害と同視できるか問題であるし、仮にできるとしても、給付訴訟の場合に限られるためその射程が限定される、といった問題点があげられている。

そこで、第三者に判決効が及ぶ訴訟で、当事者がその第三者を害する目的で訴訟進行することは、当事者に第三者から適法な授權がない場合に比擬することができるとして、民訴338条1項3号の類推適用を認める見解も唱えられている¹³。

ところで、近時の裁判例においては、当事者に対する実質的な手続保障欠缺の事案において、民訴338条1項3号の再審事由が認められるとする傾向にある¹⁴。判決の対世効が正当化される根拠の1つとして、当該紛争をもっとも真剣かつ徹底的に争うことができる者に当事者適格が限定する（本件では、会社834条による被告適格の法定）ことで、その者による訴訟進行を介して第三者にも代替的な手続保障が確保されるという点があげられるところ¹⁵、許害訴訟においてはまさにその代替的手続保障が欠けることになることから、手続保障欠缺として民訴338条1項3号を類推適用しても差し支えないと考えられる¹⁶。

上述の大阪高裁平成15年決定においては、「抗告人〔本件のXに相当：報告者注〕は、終局判決の既判力によって自己の権利を制限しようとする本案判決が提起されたのに、これに関与して訴訟行為を行う機会を奪われたのであって、この事態は、訴訟当事者が代理人によって適法に代理されなかった場合と同視できる。したがって、本案判決には、民事訴訟法338条1項3号に準じる再審事由があるというべきである」と判示していることから、民訴338条1項3号の類推適用説に立っていることは明らかである。

また、本件最高裁決定も結論においては、この立場に立つものであるが、「新株発行の無効の訴えは、株式の発行をした株式会社のみが被告適格を有するとされているのであるから（会社法

834条2号)、上記株式会社によって上記訴えに係る訴訟が進行されている以上、上記訴訟の確定判決の効力を受ける第三者が、上記訴訟の係属を知らず、上記訴訟の審理に関与する機会を与えられなかったとしても、直ちに上記確定判決に民法338条1項3号の再審事由があるということとはできないが、「当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を進行しなければならないのであり(民法2条)、とりわけ、新株発行の無効の訴えの被告適格が与えられた株式会社は、事実上、上記確定判決の効力を受ける第三者に代わって手続に関与するという立場にもあることから、上記株式会社には、上記第三者の利益に配慮し、より一層、信義に従った訴訟活動をするのが求められるところである」から、「上記株式会社による訴訟活動がおよそいかなるものであったとしても、上記第三者が後に上記確定判決の効力を一切争うことができないと解することは、手続保障の観点からは是認することはできないのであって、上記株式会社の訴訟活動が著しく信義に反しており、上記第三者に上記確定判決の効力を及ぼすことが手続保障の観点から看過することができない場合には、上記確定判決には、民法338条1項3号の再審事由があるというべきである」と判示しており、手続保障欠缺の態様をより詳細に判断している点において意義深いものといえる。

5. さいごに一立法論として

詐害再審の制度を立法論として導入すべきとの考え方は、現行民事訴訟法制定の際にも見られたが¹⁷、結局は見送られた。これに対し、いくつかの特別法においては、個別に第三者による再審の制度を認めている例がある(行訴34条、会社853条1項、特許172条1項)。判決効が第三者に及ぶ場合の当該第三者に対する手続保障として、訴訟参加による訴訟関与を認めるだけでは不十分であり、再審による時後救済の制度の必要性については、ほぼ異論のないところといえる。その限りにおいて、大正改正の際に詐害再審の制度を廃止し、平成改正の際にこれの立法的復活を認めなかったのは、やはり立法の過誤であったといわざるを得ない¹⁸。

現行法の下においては、詐害再審の途を開くことを解釈論として許容すべきなのか、それとも立法論の問題として諦めるべきなのかが問われることになるところ、本件最高裁決定ならびに大阪高裁平成15年決定は前者を、本件原決定は後者を選択したものといえる。解釈論としてもこの問題に対応可能であるとするにあえて立法論的解決を図る必要もないと思われるが、近時の民事訴訟法学においては、現行民事訴訟法のさらなる改正課題を提示し新たな立法論が様々に提案されている¹⁹。そのうちの1つとして、第三者再審制度の導入というテーマの下、「判決の効力が及ぶ第三者は、一方当事者に第三者を害する意図があり、他方当事者がその意図について悪意である場合には、確定した判決を絶対的に取り消すことができる旨の第三者再審制度を導入する」という立法提案が示されている²⁰。現行法の解釈論としても詐害再審を認める途を開いた本件最高裁決定の登場により、かかる立法論的提案の必要性が再度問われることにはなるともいえる。

私見としては、第三者による詐害再審制度は、やはり立法化しておくことが望ましいと考える。もっとも、この制度はあくまでも判決効が第三者に及ぶ場合の当該第三者に対する事後救済に過ぎないものであり、事前の手続保障という見地からは訴訟参加の制度もやはり整えておく必要がある。判決効が及ぶ第三者としては共同訴訟参加ないし共同訴訟的補助参加が可能であるが、こ

共同研究：債権法改正を考える

これらの参加形態はいずれも一方当事者に与する形態をとるところ、いずれの当事者にも与し得ないという場合には、独立当事者参加（詐害防止参加）によらざるを得ない。この点、上記の改正課題において、詐害防止参加制度の廃止が提案されている²¹ことには反対せざるを得ない。個人的には詐害防止参加ができる場合については、第三者に判決効が及ぶ場合に限定する必要はなく、詐害意思説によるべきと考えている。参加の機会は広く認め、他方、既判力を取り消す非常の救済手段である再審については限定的でよいと思われる。

以上

[付記]

本報告後、本件の評釈として、伊藤眞「会社の訴訟追行と信義誠実の原則」金判1434号1頁以下、岡田幸宏「新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決の効力を受ける第三者と再審の訴え」リマークス49号122頁以下、堀野出「新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決に対する再審の訴えの原告適格と民訴法338条1項3号の再審事由」新・判例Watch15号145頁以下、川嶋四郎「判決効が及ぶ第三者による再審の訴えの可否等」法セミ719号110頁、今津綾子「確定した新株発行無効判決の効力を受ける第三者の提起する再審の訴え」法教別冊414号29頁、河村好彦「判批」法学研究87巻11号56頁以下などが公表されているが、本稿において引用した文献はいずれも、研究会での報告当時のままであり、本稿での考察に反映させていないことをお断りしておく。

また、研究会にて頂いたご質問・ご指摘等についても、本稿においては反映をさせていない。以上の点を含めたさらなる考察については、別稿を予定している。

-
- 1 この間の法改正の経緯については、鈴木正裕「判決の反射的効果」判例タイムズ261号10頁（1971）参照。
 - 2 上田徹一郎『民事訴訟法〔第7版〕』（法学書院・2011）570頁、新堂幸司『新民事訴訟法〔第5版〕』（弘文堂・2011）826頁など。
 - 3 兼子一『新修民事訴訟法体系〔増訂版〕』（酒井書店・1965）413頁、鈴木・前掲注(2)11頁など。
 - 4 大阪高決平成15年12月16日判タ1152号287頁。同決定に対する評釈として、岡田幸宏「いわゆる詐害再審が認められた事例」私法判例リマークス31号122頁以下（2005）がある。
 - 5 本件の評釈として、加波眞一「詐害判決であることを再審事由とする第三者再審の可否」ジュリスト1466号〔平成25年度版重要判例解説〕136頁以下（2014）がある。
 - 6 伊藤眞『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣・2011）723頁、上田・前掲注(3)630頁、加波・前掲注(1)127頁など参照。
 - 7 兼子・前掲注(4)485頁、新堂・前掲注(3)945頁、上田・前掲注(3)630頁、高橋宏志『重点講義民事訴訟法・下〔第2版〕』（有斐閣・2012）782頁など。
 - 8 学説の詳細については、加波・前掲注(1)127頁参照。
 - 9 加波・前掲注(1)頁、同・前掲注(6)137頁参照。
 - 10 詐害防止参加の沿革を重視して、当事者がその訴訟を通じ参加人となるべき第三者を害する意思をもつと客観的に判断される場合（詐害的な訴訟追行がなされている場合）に参加の理由を認めるとする見解。三ヶ月章『民事訴訟法』（有斐閣・1959）225頁、新堂・前掲注(3)828頁、伊藤・前掲注(7)649頁、

詐害判決であることを再審事由とする第三者再審の可否

- 高橋・前掲注(8)495頁、秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅰ〔第2版追補版〕』（日本評論社・2014）466頁など。
- 11 他人間で係属中の訴訟の判決の既判力や反射効が第三者に及ぶことによって、参加人たる第三者の権利が侵害される場合を意味すると解する見解。兼子・前掲注(4)412頁、小山昇『民事訴訟法〔5訂版〕』（青林書院・1989）497頁など。
- 12 兼子・前掲注(4)413頁。
- 13 船越隆司「詐害判決論」法学新報74巻4＝5号170頁、鈴木・前掲注(2)12頁、三谷忠之『民事再審の法理』（法律文化社・1988）38頁以下、岡田・前掲注(5)125頁など。
- 14 最決平成19年3月20日民集61巻2号586頁。高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選〔第4版〕』（有斐閣・2010）88頁〔松下淳一〕参照。
- 15 拙稿「判決の対世効」伊藤眞＝山本和彦編『民事訴訟法の争点』（有斐閣・2009）240頁参照。
- 16 加波・前掲注(1)129頁参照。
- 17 法務省民事局参事官室編『民事訴訟手続の立法的課題（別冊NBL23号）』（商事法務研究会・1991）66頁。
- 18 岡田・前掲注(5)125頁も同旨。
- 19 三木浩一ほか「〈シンポジウム〉民事訴訟法の今後の改正課題」民事訴訟雑誌59号145頁以下（2003）。
- 20 三木ほか・前掲注(20)178頁〔杉山悦子〕、三木浩一＝山本和彦編『民事訴訟法の改正問題』（有斐閣・2012）176頁以下参照。
- 21 三木＝山本編・前掲注(21)46頁以下。